

京都市社会福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 社会福祉法(以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会として、京都市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第 3 条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 4 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前 2 項の規定の適用については、当該事項に係る臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第 5 条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選により定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。

(児童福祉に関する事項の調査及び審議)

第6条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査し、及び審議するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月7日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月7日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。